

令和6年度 いそごサロン事業助成金

申請の手引き



1 助成金の趣旨・目的

自分にとって生きがいになる活動、仲間との交流の場としている活動、そのような活動を身近な場所で行っている集まり(団体)を応援する助成金です。

その事業(活動)が地域の中でつながりをつくり、お互いの見守りにつながるよう支援していきます。なお、財源は区民の皆さまからの寄付金(赤い羽根共同募金等)を活用しています。

2 助成対象事業

(1)期間:令和6年4月1日~令和7年3月31日まで

(2)活動内容:磯子区民5名以上が集まり開催する茶話会等のサロン事業

※酒類に関する費用、運営に関する打ち合わせに係る費用以外でお使いいただけます。

(3)人数:1回5名以上

(4)回数:年間10回以上

3 助成区分・金額

令和6年度活動実施予定回数に応じ、下記金額を上限として助成します。

(上限額の範囲であれば、団体の運営状況によって少ない金額で申請することも可能です。)

10~23回	24回以上
10,000円	20,000円

※事業終了時に申請区分回数に満たなかった場合、返還になる可能性がございますので、判断に迷う場合は数の少ない区分で申請されることをお勧めいたします。

4 助成条件

(1)参加者に磯子区民が5名以上含まれている任意の団体の事業であること

・法人や同一家族だけで構成される団体は対象外です。

・参加者が50%以上重複する場合や、同一人物が複数団体の代表者または担当者を兼務する場合は同一団体とみなします。

(2)年齢、性別を問わず誰でも参加可能な事業であること

・地域に開かれた活動であることが分かる資料(チラシ等)の提出をお願いいたします。

(3)下記の情報提供に応じられること

①申請内容(住所等含める)は地域内での活動状況を把握するため、区役所・地域ケアプラザに情報提供いたします。また、各機関から研修等の案内チラシを連絡担当者あてに送らせていただく場合がございます。ご了承ください。

②住所・電話番号・FAX番号以外は該当する自治会町内会・地区社協と情報共有させて

いただきます。

③活動内容・対象地域・対象者・日時・会費等活動にかかる情報は、横浜市や区社協の広報用資料(事業報告やホームページ等)において公開いたします。

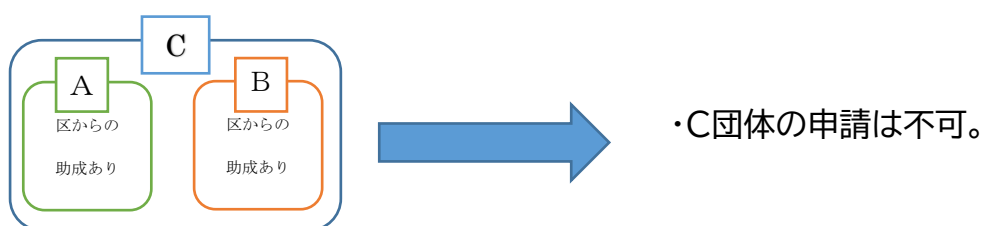
(4)区社協からの協力要請に応じられること

区社協職員が訪問調査をし、事業に関する調査や要望・課題・意見などをヒアリングさせていただく場合がございます。

(5)市、区、市社協、区社協、その他同様の組織(公的機関等)からの委託・補助・助成事業でないこと

活動内容が同じ団体同士の集合体で組織され、各々の団体が他の公的機関等より助成を受けている場合は対象外となります。

ただし「神奈川県高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金」および「横浜市子どもの居場所に対する物価高騰対策支援金」は本助成金と併用可能です。



(6)参加費収入など必ず自主財源があること ※金額は問わない

(7)申請書の繰越金が収入合計の25%(小数点第一位を切り上げ)を超えないこと

前年度繰越金の割合の計算式
(前年度繰越金)÷(収入合計)×100=前年度繰越金の割合(25%以内であること)

5 申請期間

○既存事業

令和6年4月10日(水)～4月26日(金)(土日祝を除く) ※消印有効

○新規立上げ事業(令和6年度に新たに活動を開始する事業)

令和6年4月10日(水)～12月20日(金)(土日祝を除く) ※消印有効

6 申請方法

(1)提出書類

- ・申請書(様式1-1、1-2、1-3)
- ・報告書(様式3) ※令和5年度助成金配分団体は申請書と同時提出
- ・メンバー募集チラシ等、開かれた活動であることがわかるもの

手引き及び各種様式は説明会にて配付します。ご欠席の場合は、説明会終了以降に窓口にて配付、または本会ホームページ(<https://www.isoshakyo.com/>)からダウンロードください。

(2)提出方法

申請期間内に申請に係る書類一式の原本を郵送またはEメール(写真不可)にてご提出ください。その際、控え用に必ず1部コピーし、お手元に保管ください。訂正等お電話にて確認をさせていただく場合がございます。

なお、メールでご提出の際は件名に「サロン事業助成金」と入れてください。受信後事務局より受領確認メールを送信します。ご提出後1週間以内に届かない場合は送受信トラブルが考えられますので、お電話ください。

初めて申請される団体は面談が必要です。期間内にご予約の上窓口にお越しください。

前年度に助成金の配分を受けた団体で、当該年度に申請を希望されない場合は申請期間内に報告書のみご提出ください。

7 助成の取消・返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定の取り消し、また助成金がすでに交付されている場合はその全部、または一部を返還していただきます。

- ①虚偽の申し込み、その他不正な手段により助成を受けた場合
- ②団体都合により事業継続が不可能になった場合
- ③事業終了時に実施回数・参加者数の条件を満たしていない場合

助成決定後に申請事業の内容等に変更が生じた際は、事務局までご連絡ください。

8 個人情報の取り扱い

(1)助成申込に関する内容は、団体分析や同一事業での重複申請の有無等確認のため、区役所、地域ケアプラザ、磯子区老人クラブ連合会と共有します。

(2)事務局から各団体への連絡(助成決定の可否・その他連絡)は、原則として、申請書に記載のある連絡担当者(代表者と同一の場合も含む)へ行きます。助成決定以降、担当者等が変更される場合には、必ず事務局まで文書にてご連絡ください。

9 その他

(1)助成の可否は6月下旬頃開催の審査会にて決定し、7月上旬に通知を送付します。その後ご提出いただく請求書に記載のある口座に振り込みします。申請件数や金額により減額配分になる場合もございます。ご了承ください。

(2)この助成金は、磯子区社協共同募金配分金等を財源としております。区民の皆さまの善意が財源となっていることをお伝えするため、申請事業の交付が決定した場合はパンフレット・チラシ等に「この事業は“赤い羽根共同募金”の配分を受けて実施しています」等の記載をお願いします。

(3)今後の状況により、本助成金の終了や内容変更の可能性があります。

(4)助成金額に関わらず、**関係する領収書等の書類については必ず5年間保管**してください。(提出は不要ですが、必要に応じて、団体の活動や執行状況等について実態調査を行うこともあります。)

(5)助成金振込口座は、個人口座ではなく団体の口座をご用意ください。

団体口座開設にあたり、規約や会議資料の提出を求められた場合は、参考資料をお渡ししますので、ご連絡ください。

なお、団体口座の作成が難しい場合は個人名義の口座でも構いませんが、団体専用の口座(個人の生活費等とは別の口座)でのご提出をお願いいたします。

※名義人に万が一が生じた際を鑑みてのお願いとなります。

(6)本助成金は赤い羽根共同募金の配分金を財源としております。

そのため、助成団体にも10月1日より始まる赤い羽根共同募金の街頭募金運動にご協力をお願いしております。助成決定後にご協力可否をお伺いしますので、各団体にあらかじめご検討ください。

なお、ご協力可否は助成金配分審査には一切影響いたしません。

申込・問い合わせ先

社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会

〒235-0016 磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階

TEL:751-0739 FAX:751-8608(月曜日～金曜日 9:00～17:00)

Eメール:isoshakyo@yokohamashakyo.jp ※件名を「サロン事業助成金」としてください